



技術系のキャリアのあり方を交渉してきた結果、技術系の仲間に光があたる！ 「賃金制度等の改正について(追加)」提案を受ける！

今年8月まで交渉してきた「賃金制度等の改正について」では、駅や乗務員については「キャリア加算」の対象となりうる社員が多くいるものの、技術系社員(車両・施設・電気)については企画部門への異動、もしくは出向するしか「キャリア加算」とならず、乗務員との差が大きいことが課題として残っていました。

JR東労組では、職名は変わらなくとも業務内容が大きく変化している社員が技術系には多くいることから、そのような場合もキャリア加算を行うよう、団体交渉で本社に強く求めてきた経緯があります。

今回の「追加」提案では、技術系社員が定められた「資格」を取得した場合も「キャリア加算」の対象とすることが盛り込まれました。技術系の仲間に光を当てる、大きな前進です！

追加事項①【キャリア加算の適用範囲拡大】下表の資格を取得した場合、基本給額に2,000円を加える

※入社2年未満、および既にキャリア加算の適用を受けている者を除く

区分	資格名称
車両	一級鉄道車両製造・整備技能士
施設	レールエンジニア
	二級土木施工管理技士
	土木構造物メンテナンス技士
	二級建築士
	二級管工事施工管理技士
	建築物環境衛生管理技術者
電気	電力支持物設計エンジニア
	第三種電気主任技術者
	第二種電気工事士
	シグナルエンジニア
	工事担任者(第一種・総合種)

【例①】☆今回追加部分

入社時から「車両」「施設」「電気」の職名で、企画部門への異動や出向の経験がない社員
 ⇒左表の資格取得でキャリア加算を実施！

※入社2年未満の場合は、2年目に達する月の翌月1日に加算

【例②】

入社時に「車両」「施設」「電気」の職名で、
 現在、企画部門や出向先にいる社員
 ⇒キャリア加算を実施！

【例③】

「車両」「施設」「電気」の職名と、企画部門への異動や出向の経験がある社員
 ⇒キャリア加算を実施！

※例①～③のうち、最も早く達した項目についてキャリア加算が適用される
 (一度適用された後の重複適用はしない)

【この表の資格を「キャリア加算」の対象とした主な根拠】

- ①基礎的資格の取得によって、能力・働きがいの伸長、視野の拡大が期待できるものであるため
- ②会社として取得を重点的に奨励している資格であるため

追加事項②【総合職社員はキャリア加算の対象外】

※総合職(ポテンシャル採用等)は、多様な業務への従事による能力伸長とその発揮への期待分(キャリア加算分)が初任給に含まれるため

追加事項③【本人の責に帰すべき理由による区分変更は、キャリア加算の対象外】

今後、中央本部は提案内容を更に改善するために
 団体交渉を行います！皆さんの声を地本へお寄せ下さい！

